

京都市告示第 244 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成 27 年 7 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する 障害区分
横溝 大	公益社団法人京都保健会 京都民医連中央病院	脳神経外科, リハビリテーション 科	肢体	視覚*, 聴覚 *, 平衡, 音 声・言語, そ しゃく, 心 臓, 呼吸器
坂田 晋吾	(医) 社団洛和会 洛和会 音羽病院	外科	肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸 器, ぼうこ う・直腸, 小 腸	肝臓
松村 博臣	洛西ニュータウン病院	外科	肢体, 腎臓, 呼吸器, ぼう こう・直腸, 小腸	肝臓

\*障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の  
場合、腫瘍や神経疾患等による視覚障害又は聴覚障害の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)